

6 輸国第 3875 号

関税割当公表第 44 号

令和 7 年度以降各年度のペルー産とうもろこしの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成 17 年農林水産省令第 12 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」に基づく割当ての対象となるとうもろこし（以下「ペルー産とうもろこし」という。）の各年度における関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 7 年 2 月 14 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

ペルー産とうもろこし（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 1 0 0 5．9 0 号の 2 に掲げる物品のうち次の用途に供するもの）

- (1) 菓子の製造用のもの（以下「菓子用」という。）
- (2) アルコールを含有しない飲料の製造用のもの（以下「飲料用」という。）

2 各年度における合計割当数量

- (1) 菓子用 6, 5 0 0 t
- (2) 飲料用 4, 0 0 0 t

3 各年度における通関期限

関税割当証明書の割当年月日の属する年度の末日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省新事業・食品産業部食品製造課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間

期間終了日が行政機関の休日の場合は、翌開庁日を期間終了日とする。

1 各年度における提出期間

(1) 第1回割当て

期間開始日 関税割当てを希望する年度（以下「割当年度」という。）

の前年度の3月第1火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

(2) 第2回割当て

期間開始日 6月最終火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

(3) 第3回割当て

期間開始日 10月第1火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の火曜日

(4) 第4回割当て

期間開始日 1月第3火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

直接持ち込む場合において、各提出期間内に行政機関の休日が含まれる場合は、当該休日を除く。

(2)から(4)の割当てについては、各年度でそれ以前に実施された割当てにおいて割り当てられなかった数量（残数量）と(2)から(3)の割当てについては、各提出期間の開始日の3週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）、(4)の割当てについては、割当年度の12月第3木曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）までに返還され

た数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が 1 t 以上ある場合に限り、
関税割当申請書等の提出を受けて、割当てを行うこととする。

なお、(2) から (4) の割当ての実施の有無及び割当てを実施する場合の割
当可能数量は、各提出期間の開始日の前の週の火曜日（同日が行政機関の休
日の場合はその直前の開庁日。）に農林水産省ホームページ（以下「当省ウ
ェブサイト」という。）において公表する。

2 提出時間

直接持ち込みの場合は、午前 10 時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時
までとする。

第 5 関税割当申請者の資格

次の全ての要件を満たす者

割当年度の前年度又は割当年度において、第13の規定に基づく効力及び交付
停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者であって、次の 1 又は
2 のいずれかの要件に該当する者

1 菓子用

関税割当申請書を提出する日において、とうもろこしを使用して菓子を製
造する設備を有する者であって、割当を受けたペルー産とうもろこしを菓子
の原料として使用することが確実であると認められる者

2 飲料用

関税割当申請書を提出する日において、とうもろこしを使用して飲料を
製造する設備を有する者であって、割当てを受けたペルー産とうもろこしを
飲料の原料として使用することが確実と認められる者

第 6 関税割当申請書等の提出方法

以下の 1 又は 2 の方法により提出することができる。

1 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 食品第2班ペルー
産とうもろこし担当者宛

2 電子メールによる提出

件名を「ペルー産とうもろこし関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先) seizo_kanzeiwariate@maff.go.jp

第7 提出書類

- 1 関税割当申請書（省令別記様式第1）
- 2 割当年度の前年度におけるペルー産とうもろこしの使用実績数量及び在庫数量（別記様式1）
- 3 割当年度の前年度における製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式2）
- 4 割当年度の前年度における原料入手状況を記載した書類（別記様式3）
- 5 割当年度におけるペルー産とうもろこしの使用計画数量（別記様式4）
- 6 割当年度における製品の販売計画数量（別記様式5）
- 7 下記の書類又は資料
 - (1) 工場名及びその所在地を記載した書類
 - (2) 工場配置図（縮尺：千分の一）
 - (3) 製品名
 - (4) 工場行程見取図
 - (5) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）
 - (6) 主要機械の機能別表（別記様式6）

(7) 法人の場合は、登記事項証明書（写し）（個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

ただし、割当年度の前年度における割当実績を有する者であって、申請時点において内容に変更のない場合は、(1)から(7)までの書類の添付を必要としない。また、本公表により2件以上申請する場合における2件目以降の申請において、(1)から(7)までの書類の内容に変更のない場合は、これらの書類の添付を必要としない。

- 8 第1の用途に従って割当てを受けたペルー産とうもろこしを当該割当てを受けた用途のみに使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書（別記様式7）

第8 割当基準

割当年度の前年度におけるペルー産とうもろこしの使用実績数量及び割当年度の使用（販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第9 関税割当証明書の交付

1 (1) 第4の1の(1)の割当て

関税割当証明書を割当年度の4月1日付で発給する。

ただし、割当年度の前年度に割当てを受けた者のうち、有効期間が満了した関税割当証明書の未返納の者に対しては、未返納の関税割当証明書が全て返納されるまで新たな関税割当証明書を交付しない。

1 (2) 第4の1の(2)、(3)及び(4)の割当て

原則として各提出期間の最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日不算入。）以内に発給するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日（第4の1の(1)の割当てについては4月1日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

3 農林水産大臣は、協定附属書1第2編第2節 日本国の表に掲げる規定

(注)に基づき、関税割当申請書及びその他の書類等の審査により、ペルー産とうもろこしを菓子用又は飲料用の原料として使用することが確実と認められる場合に限り、関税割当証明書を交付するものとする。

(注) 菓子用に係る規定：日本国政府が関税割当ての証明書において菓子の製造用のものである旨を証明したものに限る。

飲料用に係る規定：日本国政府が関税割当ての証明書においてアルコールを含有しない飲料の製造用のものである旨を証明したものに限る。

第10 報告

- 1 割当てを受けた者は、ペルー産とうもろこしの使用実績及び製品の生産・販売（消費）実績等を農林水産省に報告するものとする。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定めに従った場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11 関税割当証明書の返納

- 1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課に直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。
 - (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
 - (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
 - (3) 割当数量を全て消化したとき。
 - (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。

(5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たって、1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合は、「関税割当申請書」及び「再交付申請理由書」（経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。）記載要領様式第1）を受付担当課に提出するものとする。

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続きを行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第12 用途外使用等の制限

申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しないことを誓約することとされている割当対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用（又は販売）し、若しくはこれらの用途以外の用途に使用（又は販売）するため譲渡（以下「用途外使用等」という。）し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用（又は販売）する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡（申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。）しようとするときは、受付担当課へ事前に相談するものとする。

第13 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止

するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第 14 割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名（又は名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の交付に関連する業務以外には使用しない。ただし、1 に掲げる公表のための内容を除く。

第 15 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその添付書類の提出部数並びに割当数量の分割を希望する場合の関税割当証明書分割申請書（省令別記様式第 3）の提出部数はそれぞれ 1 通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更その他の事

由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、記載要領によるものとする。

- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 5 割当てを受けた物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力しなければならない。
- 6 本公表に定める各種手続（農林水産省における事務手続を含む。）については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。
- 7 本公表は、令和7年度の関税割当てから適用する。